

通所介護さくら運営規程

(事業の目的)

- 第1条 株式会社刈谷ケアサービスさくら法人が開設するデイサービスさくら指定通所介護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護の（以下「事業所」という。）の適正な運営を確保するため人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員、機能訓練指導員及び介護職員（以下「生活相談等」という。）が要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定通所介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 1.事業所の生活相談等は要介護等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じて自立した、日常生活を営むことができるよう、率要な日常生活上の世話及び機能訓練の援助を行うことによって、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。
- 2.指定介護予防通所介護の提供にあたっては、事業所の生活相談員等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 3.事業の実施に当たっては、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

- 第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。
- (1) 名 称 デイサービスさくら
- (2) 所在地 刈谷市小垣江町永田 123-1

(職員の職種、員数及職務内容)

- 第4条 事業所に勤務する職種、及び勤務の内容は次のとおりとする。
- (1) 管理者 1 名 (常勤兼務、短期入所生活介護事業所の管理者と兼務)
- (2) 従業員
- | | | |
|---------|-------|--------|
| 生活相談員 | 1 以上 | (常勤換算) |
| 看護職員 | 1 名以上 | |
| 機能訓練指導員 | 1 名以上 | |
| 介護職員 | 8 以上 | (常勤換算) |
- 従業者は、指定通所介護の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第 5 条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりである。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし 12 月 31 日から 1 月 3 日までを除く
- (2) 営業時間 午前 8 時 0 0 分から午後 5 時 0 0 分までとする
- (3) サービス提供時間 午前 9 時 0 0 分から午後 4 時 1 0 分

(通所介護の利用定員)

第 6 条 指定通所介護の利用定員は次のとおりとする。

- (1) 1 単位目 50 名 (大規模Ⅱ)

(通所介護の内容及び利用料金等)

第 7 条 指定通所介護の内容は次のとおりとし指定通所介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定通所介護が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

- (1) 食事の提供
- (2) 入浴(一般浴)
- (3) 日常生活動作の機能訓練
- (4) 健康チェック
- (5) 送迎

2. 第 9 条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定通所介護に要した送迎の費用は次の額を徴収する。

- (1) 実施地域を越えた地点から片道 2 キロメートル未満 0 円
- (2) 実施地域を越えた地点から片道 2 キロメートル以上 200 円
- (3) 利用者の希望によりサービス提供時間を超えて行った通所介護の費用は 30 分につき 800 円を徴収する。
- (4) 食費は 900 円 (デザートセット代込み) 徴収する。
- (5) おむつ代等は、250 円 (後日交換可 0 円) を徴収する。
- (6) 日常生活に於いて通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。
- (7) 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(緊急時等における対応方法)

第8条 生活相談員等は、通所介護の提供を行っている時に利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治や医師等に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、刈谷市、知立市、安城市、高浜市、大府市、東浦町の区域とする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

- 第10条
1. 生活相談員等は、利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。
 2. 生活相談員等は事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。
 - (1) 気分が悪くなった時は速やかに申し出る。
 - (2) 共有の施設、設備は他の迷惑にならないよう利用する。
 - (3) 時間に遅れた場合は、送迎サービスが受けられない場合がある。

(非常災害対策)

第11条 事業所は防災管理について責任者を定め非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため定期的に避難、救出等訓練を行う。

(その他運営について留意事項)

- 第12条 事業所は、生活相談員等の質的向上を図るため研修の機会を次のとおりも設けるものとし又業務体制を整備する。
- (1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内
 - (2) 継続研修 年一回
- 2) 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 3) 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後に於いてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
 - 4) この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社刈谷ケアサービスさくらと事業所の管理者と協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は平成 15 年 7 月 18 日から施行する。
この規程は平成 16 年 10 月 1 日から施行する。
この規程は平成 17 年 10 月 1 日から施行する。
この規程は平成 17 年 10 月 15 日から施行する。
この規程は平成 18 年 3 月 1 日から施行する。
この規程は平成 18 年 9 月 1 日から施行する。
この規程は平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は平成 19 年 8 月 1 日から施行する。
この規程は平成 20 年 5 月 1 日から施行する。
この規程は平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は平成 21 年 7 月 1 日から施行する。
この規程は平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は平成 24 年 5 月 1 日から施行する。
この規程は平成 25 年 6 月 1 日から施行する。
この規程は平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は平成 26 年 6 月 1 日から施行する。
この規程は平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は平成 27 年 6 月 1 日から施行する。
この規程は平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
この規定は平成 28 年 6 月 1 日から施行する。
この規定は平成 29 年 6 月 1 日から施行する。
この規定は平成 29 年 8 月 1 日から施行する。
この規定は平成 30 年 6 月 1 日から施行する。
この規定は令和 1 年 6 月 1 日から施行する。
この規定は令和 2 年 6 月 1 日から施行する。
この規定は令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
この規定は令和 4 年 2 月 1 日から施行する。
この規定は令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
この規定は令和 4 年 6 月 1 日から施行する。
この規定は令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
この規定は令和 5 年 6 月 1 日から施行する。
この規定は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。